

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「計測と制御を通じて”安全と安心”の提供で社会に貢献する”技術創造企業”」を企業理念とし、顧客、株主、取引先、従業員などのすべてのステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、応力計測を通じて”安全と安心”を提供することで社会の発展に貢献できる企業を目指しております。

当社は変化の激しい経営環境において迅速かつ適切な意思決定を行うべく、月一回開催の取締役会のほか、役付取締役を中心に構成する常務会を原則毎週開催し、重要な業務執行について対応をはかっております。

また、監査役会は常勤監査役2名を含む4名で構成され、当社の各業務部門等の監査を通じて、取締役の業務執行状況のモニタリングにあたっております。さらに社長直属の組織として内部監査室を設置し、年度の監査計画に基づいた社内監査を行い、業務執行の適正化をはかっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
共和電業従業員持株会	1,570,049	6.10
共和協栄会	1,197,400	4.65
株式会社みずほコーポレート銀行	1,029,278	4.00
資産管理サービス信託銀行株式会社	941,000	3.65
株式会社ニッコー	814,920	3.16
株式会社チノー	711,000	2.76
渡邊 稔子	599,000	2.33
株式会社三菱東京UFJ銀行	550,000	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	541,000	2.10
西華産業株式会社	450,000	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	12月
-----	-----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は年度監査計画に基づき、監査業務報告等の定期的な打合せを行い、相互に連携の強化をはかっております。また、監査役と内部監査部門である内部監査室は定期的に情報交換を行い、相互に連携し各業務執行状況の適正性等を監査し、報告・提言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
木村 眞一	弁護士									
山口 信也	他の会社の出身者									

- 1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
 - b その他の関係会社出身である
 - c 当該会社の大株主である
 - d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
 - e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 - f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
 - g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 - h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 - i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

木村 眞一	高橋法律税務事務所 弁護士(独立役員)	弁護士としての専門的な視点から、経営者の業務執行に関して想定される法的な状況について適正に判断でき、経営に関する高い見識を有する人物であることなどを総合的に勘案し選任しています。 また、当該役員は当社が契約する弁護士事務所に所属しておりますが、当該事務所への金銭の授受は僅少であるため、(株)東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する基準」には抵触していません。 そのため独立役員として指定いたしました。
山口 信也	非常勤監査役	金融機関の豊富な知識と経験を備え、経営者の業務執行が適正なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人物として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新	
--	--

取締役の報酬の決定につきましては、業務執行の対価として株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、業績などを勘案しながら取締役会で定める一定の基準に従って支給しております。業績連動型報酬やストックオプション制度は導入しておりませんが、現在の報酬制度により業務執行の実効性は確保できていると考えます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

有価証券報告書に全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

2011年度に支払った報酬等の総額は以下の通りであります。
 取締役14名 139,196千円
 注1.報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 注2.報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員退職慰労引当金の当事業年度増加額16,373千円が含まれております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査部門である内部監査室が監査役と連携し、各業務執行状況の適正等を監査し、報告・提言を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務の執行に関しては、毎月1回取締役会を開催し、取締役会規則に基づき、業務執行に関する重要事項について決定をしております。また取締役会には原則として監査役全員が出席し、意見を述べるとともに監査にあっております。

また、取締役会の他に、役付取締役を中心とした常務会を毎週開催し、重要案件について決定しております。常務会には原則として監査役が全員出席し、意見を述べるとともに監査にあっております。
取締役の報酬については、内規に従い決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では社外取締役を選任しておりませんが、社外のチェックという観点からは2名の社外監査役を選任しており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事業報告のビジュアル化

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回半期と通期の決算後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.kyowa-ei.co.jp 開示情報：決算情報、適時開示情報、投資家向け説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2005年6月ISO14001の認証を取得し、当社で定めた環境方針に基づいて生産や製品開発その他業務全般にわたって省資源・省エネルギー活動に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会において、内部統制システムの基本方針について以下のとおり決議しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、社是、信条、企業理念ならびに経営の基本方針を示す「当社の企業倫理と行動基準」を制定し、全役職員に法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを周知徹底する。
 - (2) 当社は、コンプライアンスを体系的に規定するコンプライアンス基本規定を定める。
 - (3) 代表取締役社長は、コンプライアンス・リスク管理全体の統括責任者を任命し、コンプライアンス・リスク管理体制の構築、維持・整備にあたる。
 - (4) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係わる実行計画を策定する。またその下部組織に各部門の代表者で構成されるコンプライアンス担当者会議を設置し、実行計画に基づくコンプライアンス教育の実施、コンプライアンス違反の有無の確認、他社事例の研究等、問題点の把握と改善に取り組む。コンプライアンス統括部署は経営企画部とする。
 - (5) 統括責任者は、定期的に全社的コンプライアンスの体制整備についてレビューし、その結果を常務会、取締役会に報告する。
 - (6) 当社は、役職員が企業倫理・行動基準に違反する行為やその疑いのある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるホットラインを設置する。会社は通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いは行わない。
2. 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、職務の執行に係わる以下の重要な文書及び重要な情報を、社内規定に基づき担当職務に従い適切に保存し管理する。
 - ・株主総会議事録と関連資料
 - ・取締役会議事録と関連資料
 - ・取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び関連資料
 - ・稟議書等、取締役を決定者とする法定書類及び付属書類
 - ・その他取締役の職務執行に関する重要な文書
 - (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (3) 上記に定める文書の保管期限は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規定の定めるところによる。
3. 損失の危険に関する規定その他の体制
 - (1) 当社は、リスク管理を体系的に規定するリスク管理基本規定を定める。
 - (2) 代表取締役社長は、コンプライアンス・リスク管理全体の統括責任者を任命し、コンプライアンス・リスク管理体制の構築、維持・整備にあたる。
 - (3) 当社は、リスク管理全体を統括する組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に係わる実行計画を策定する。またその下部組織に各部門の代表者で構成されるリスク管理担当者会議を設置し、実行計画に基づき、リスクの洗い出し、リスクの評価、重点管理リスクの軽減等に取り組む。
 - (4) 統括責任者は、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、全社的リスク管理の体制整備についてレビューを行い、その結果を常務会、取締役会に報告する。
 - (5) 不測の事態が発生した場合は、経営危機管理規定に従い、代表取締役社長の指揮下に緊急対策本部を設置し、迅速・適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役会を原則毎月開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (2) 当社は、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、常務会を原則毎週開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項について報告するとともに機動的に意思決定を行う。
 - (3) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び年度事業計画を作成し、全社的な目標を設定する。
 - (4) 各部門担当取締役は、方針管理規定に基づき事業年度の目標達成に向け具体的な実行計画を作成し、実行を推進する。
5. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社が定める「当社の企業倫理と行動基準」は、グループ各社共通の業務運営方針を定めたものであり、これを基本にしてグループ各社が諸規定を定めるものとする。
 - (2) 当社は、子会社に役員を配置し、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとる。
 - (3) 当社は、子会社の経営についてはその自主性を尊重する。一方、子会社は、当社に定期的に事業内容、財務内容の報告を行い、重要案件については事前協議を行うこととする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要な知見を持った同使用人を置くこととする。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 前項にいう監査役の職務を補助するためにする事務について、監査役は、指示により事務内容について使用人に守秘義務を課することができる。
 - (2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役は、取締役会及び常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - (2) 取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - ・会社の業績に大きな影響を与えるもの
 - ・会社の信用を大きく低下させるもの
 - ・法令、定款、「当社の企業倫理と行動基準」への違反で重大なもの
 - ・その他上記に準ずる事項
9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び常務会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。
 - (2) 監査役は「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 財務報告の作成にあたっては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務報告を規制する法令に準拠した経理規定を定める。
 - (2) 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備状況および運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行うとともに、不備事項については適時に改善を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コンプライアンスへの重要な取り組みとして、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断には毅然とした態度で臨む。またその旨を「当社の企業倫理と行動基準」の中に定め、当社役員・従業員全員への周知を徹底するとともに、顧客や取引先との契約に際しては、反社会的勢力排除に関する条項を取引基本契約書等の中に規定してその排除に努める。さらに当社は、警察等関連機関を通じて不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行い、事案の発生時には、同機関や顧問弁護士と緊密に連携して、速やかに

対応できる体制を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社における会社情報の適時開示は、経理部を中心に経営企画部及び人事・総務部が担当し、取締役経営管理本部長が情報取扱責任者として業務を遂行しております。

情報取扱責任者は、毎週開催される常務会に常時出席し、会社の重要事項の審議に参加しております。

その中で、決議された重要事項の内、当該情報が適時開示規則に該当する内容であるかどうかを情報取扱責任者は担当部門と協議、確認の上、適時開示規則で定められている事項につき、これを取締役に付議の上、経理部により開示を行っております。

<コーポレート・ガバナンス模式図>

